

聴講研修実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、宮城県農業大学校条例「昭和58年10月20日宮城県条例第17号（以下「条例」という）に基づく宮城県農業大学校規則（昭和58年2月14日宮城県規則第7号（以下「規則」という）第17条に基づき聴講研修の研修内容について必要な事項を定めるものとする。

(在校期間)

第2 聴講研修の受講期間は1回の許可につき1年以内とする。

(入校の時期)

第3 聴講研修の入校は年2回とし、入校日は別に定める。

(聴講科目)

第4 宮城県農業大学校（以下「大学校」という）は聴講研修希望者に対し、聴講可能な科目を各学部から聴取し、聴講科目表を作成し、規則第17条により宮城県農業大学校校長（以下、「校長」という。）の許可を得て提示する。但し、削蹄以外の実習については聴講科目には入れない。

(志願手続)

第5 入校を志願する者は、次に掲げる書類を校長が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 聴講願（様式第C-1号）
- (2) 聴講生関係調書（様式第C-2号、志願者自筆のもの）

(志願者の選考)

第6 受講選考は、書類審査及び面接審査によって行う。

2 校長は、面接審査の期日及び選考の結果を志願者に通知する。

(聴講生受講手続)

第7 入校を許可された者は、聴講誓約書（様式第C-3号）を指定の日までに校長へ提出しなければならない。なお、聴講誓約書は、未成年の場合は保護者連署とする。

2 校長は、正当な理由が無く、前項の手続きを完了しない者に対しては、聴講の許可を取消することができる。

(担当職員)

第 8 入校を許可した場合、校長は手続きや連絡を行う担当職員を定めるものとする。

(受講料の徴収及び経費の負担)

第 9 聴講授業料は農業大学校条例第 6 条により一日 5 0 0 円とする。

2 教材費等特別の経費を要するものについては、聴講生の負担とする。

(受講料の徴収)

第 1 0 受講料は条例第 7 条 2 項及び第 8 条により、知事の発行する納入通知書により許可決定日から 2 0 日以内に納める。未納者が生じた場合は、農業大学校が督促状を送付する。

なお、次の条件を満たす場合は「研修中止願」が到着した日から研修を一時中止として取り扱い、到着以前の研修参加があれば、1 日 5 0 0 円の受講料を請求する。

- (1) 研修申込書送付後で受講料納付前の状態である場合。
- (2) 中止事由が以下に定めるやむを得ない事由と校長が判断した場合。
 - ① 申し込み後、遠方に転勤命令が発令された。
 - ② 本人が死亡した。
 - ③ 本人が受講日程と同程度の入院加療が必要と判断された。
 - ④ 同居人などが入院し、付き添いとして選ばれた。
 - ⑤ その他、事由が研修を中止せざるを得ないと校長が判断した。

(受講料の不返還)

第 1 1 納められた受講料は条例第 9 条により返還しない。

(受講者数)

第 1 2 聴講生の入校許可は 1 回につき若干名とする。

(証明書等の交付)

第 1 3 聴講生には、宮城県農業大学校細則（以下「細則」という）に係る各種証明書は交付しない。

- 2 校長は、要件（要出席時間の 3 分の 2 以上の出席）を満たした場合、聴講修了証書（様式第 C - 4 号）を交付することができる。
- 3 校長は、聴講修了証書交付台帳を作成し、保管するものとする。

(校則等の準用)

第14 聴講生にはこの要綱に定めるもののほか、本校の学生心得を準用する。

ただし、校長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 車両等により通学するときは、校内での駐車場は、職員駐車場とする。

(負傷等の責任)

第15 実験演習及び実習等における不慮の事故で負傷等した場合は、聴講生自身にその責任が帰属する。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この要綱は平成11年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年1月6日から施行する。